## 令和2年清瀬市議会第1回定例会

## 市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概	要	議 決 日 結 果
議案	令和2年度清瀬市一般会計予算	歳入総額	33,700,000千円	3月13日
第 1 号		市税	9,574,315千円	可 決
		地方譲与税	128,000千円	
		利子割交付金	14,000千円	
		配当割交付金	72,000千円	
		株式等譲渡所得割交付金	40,000千円	
		法人事業税交付金	17,000千円	
		地方消費税交付金	1,629,000千円	
		環境性能割交付金	30,004千円	
		国有提供施設等所在市町村	助成	
		交付金	37,000千円	
		地方特例交付金	88,000千円	
		地方交付税	4,060,000千円	
		交通安全対策特別交付金	6,000千円	
		分担金及び負担金	136, 304千円	
		使用料及び手数料	413, 481千円	
		国庫支出金	6, 265, 057千円	
		都支出金	5, 305, 157千円	
		財産収入	30, 458千円	
		寄附金	5,601千円	
		繰入金	2,000,330千円	
		繰越金	400,000千円	
		諸収入	155, 293千円	
		市債	3,293,000千円	
		歳出総額	33,700,000千円	
		主なもの		
		議会費	302,533千円	

総務費	6, 520, 152千円	
公共施設整備基金積立事業	300,000千円	
計画行財政推進事業	19,822千円	
新庁舎建設事業	3,065,316千円	
市史編さん事業	20,069千円	
市制50周年記念事業	6,946千円	
情報システム管理運営事業	494,032千円	
起業支援事業	6,847千円	
戸籍住民基本台帳事務事業	46, 298千円	
民生費	16,965,700千円	
介護保険特別会計繰出金	1, 102, 433千円	
生活困窮者自立支援事業	63,920千円	
後期高齢者医療特別会計繰出	出金1,077,311千円	
自立支援給付事業	2,141,068千円	
国民健康保険事業		
特別会計繰出金	1,064,235千円	
私立幼稚園等助成事業	614, 404千円	
私立保育園等運営事業	2,400,316千円	
生活保護援護事業	3,800,010千円	
衛生費	1,838,925千円	
昭和病院企業団運営事業	90, 257千円	
がん検診推進事業	31,076千円	
健幸ポイント事業	16,385千円	
母子保健事業(ネウボラ事業	纟) 10,949千円	
定期予防接種事業	172,423千円	
任意予防接種事業	26,312千円	
環境保全啓発事業	5,978千円	
一部事務組合運営事業	429,743千円	
ごみ収集・処分等作業事業	434, 173千円	
労働費	6,371千円	
農林業費	82, 219千円	

農業振興対策事業	18,686千円
ひまわりフェスティバル事業	6,000千円
商工費	101,935千円
商工会等育成事業	45,509千円
消費保護対策事業	4,221千円
土木費 1	, 756, 395千円
道路整備事業	168, 263千円
道路用地購入事業	34,922千円
特定緊急輸送道路沿道建築物	
耐震化促進事業	67,003千円
区画整理事業	126,000千円
都市計画街路事業	511,702千円
下水道事業会計繰出金	118, 102千円
緑地整備事業	196,540千円
柳瀬川回廊事業	15,200千円
消防費	998, 155千円
消防事務委託事業	919,724千円
消防団運営事業	35,612千円
防災対策事業	22,576千円
教育費 3	, 157, 191千円
学力向上推進事業	30,997千円
体験型英語学習活動事業	1,219千円
小学校運営管理事業	151,302千円
小学校校舎改造事業	43,000千円
小学校体育館空調設備整備事業	16,000千円
中学校運営管理事業	82,620千円
中学校体育館空調設備整備事業	163,000千円
図書館運営管理事業	48, 198千円
博物館施設維持管理事業	20,664千円
東京2020大会関係事業	6,337千円
清瀬内山運動公園等管理事業	603,532千円

				公債費	1,949,914千円	
				諸支出金	510千円	
				予備費	20,000千円	
議		案	令和2年度清瀬市国民健康保険	歳入総額	8,006,000千円	3月13日
第	2	号	事業特別会計予算	主なもの		可 決
				国民健康保険税	1,358,562千円	
				国庫支出金	234千円	
				都支出金	5,567,951千円	
				繰入金	1,064,235千円	
				繰越金	1,000千円	
				諸収入	14,007千円	
				歳出総額	8,006,000千円	
				主なもの		
				保険給付費	5,414,010千円	
				国民健康保険事業費納付金	2,279,144千円	
				保健事業費	114,220千円	
				諸支出金	13,500千円	
議		案	令和2年度清瀬市駐車場事業特	歳入総額	79,000千円	3月13日
第	3	号	別会計予算	繰越金	1,000千円	可 決
				諸収入	78,000千円	
				歳出総額	79,000千円	
				駐車場費	46,000千円	
				予備費	1,000千円	
				諸支出金	32,000千円	
議		案	令和2年度清瀬市介護保険特別	歳入総額	6,694,000千円	3月13日
第	4	号	会計予算	主なもの		可 決
				保険料	1,250,785千円	
				国庫支出金	1,561,641千円	
				支払基金交付金	1,714,673千円	

				都支出金	958, 264千円	
				繰入金	1,202,433千円	
				歳出総額	6,694,000千円	
				主なもの		
				総務費	184,344千円	
				保険給付費	6,078,773千円	
				地域支援事業費	423,683千円	
議		案	令和2年度清瀬市後期高齢者医	歳入総額	2,055,000千円	3月13日
第	5	号	療特別会計予算	主なもの		可 決
				後期高齢者医療保険料	903, 363千円	
				繰入金	1,077,311千円	
				歳出総額	2,055,000千円	
				主なもの		
				総務費	38,885千円	
				広域連合納付金	1,909,509千円	
				保健事業費	102,106千円	
議		案	令和2年度清瀬市下水道事業会	収益的収支		3月13日
第	6	号	計予算	下水道事業収益	1, 195, 357千円	可 決
				営業収益	997,076千円	
				営業外収益	198, 281千円	
				下水道事業費用	1, 131, 373千円	
				営業費用	1,046,136千円	
				営業外費用	84,037千円	
				特別損失	200千円	
				予備費	1,000千円	
				資本的収支		
				資本的収入	217, 682千円	

				企業債	153,900千円	
				他会計出資金	60,738千円	
				負担金等	3,044千円	
				資本的支出	547,606千円	
				建設改良費	229,629千円	
				企業債償還金	317,977千円	
議		案	令和元年度清瀬市一般会計補正	補正前の歳入歳出総額	31,731,939千円	3月13日
第	7	号	予算(第4号)	補正後の歳入歳出総額	31,779,939千円	可 決
				歳入総額	48,000千円	
				主なもの		
				国庫支出金	55,000千円	
				都支出金	▲22,500千円	
				繰入金	15,500千円	
				歳出総額	48,000千円	
				主なもの		
				民生費	110,000千円	
				教育費	▲62,000千円	
議		案	令和元年度清瀬市国民健康保険	補正前の歳入歳出総額	8, 144, 584千円	3月13日
第	8	号	事業特別会計補正予算(第2	補正後の歳入歳出総額	8, 174, 584千円	可 決
			물)	歳入総額	30,000千円	
				主なもの		
				都支出金	30,000千円	
				歳出総額	30,000千円	
				主なもの		
				保険給付費	30,000千円	
議		案	令和元年度清瀬市下水道事業会	収益的収入及び支出		3月13日
第	9	号	計補正予算 (第2号)	(支出)		可 決
				補正前の営業費用	1,013,327千円	

	T		
		補正後の営業費用 1,012,021千円	
		資本的収入及び支出	
		(収入)	
		補正前の企業債 152,900千円	
		補正後の企業債 115,100千円	
		(支出)	
		補正前の建設改良費 192,998千円	
		補正後の建設改良費 150,392千円	
		企業債	
		補正前の起債限度額 152,900千円	
		補正後の起債限度額 115,100千円	
議案	清瀬市社会福祉基金条例及び清	「清瀬市社会福祉基金」及び「清瀬市ふれあい福	3月13日
第 1 0 号	瀬市ふれあい福祉振興基金条例	祉振興基金」は、長期にわたって基金の活用もな	可 決
	を廃止する条例	く、また基金残高も少額になったことから、地方自	
		治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項に規定	
		する「特定の目的のために財産を維持し資金を積み	
		立てる…。」の趣旨に沿わなくなったため、発展的	
		にこの2つの基金設置条例を廃止するものです。	
		なお、この改正条例の附則において、「清瀬市社	
		会福祉基金条例」の規定を引用している「清瀬市難	
		病疾患者援護金支給条例」及び「清瀬市交通遺児等	
		接護金支給条例」を一部改正し、同基金条例の名称	
		などを削ります。	
議案	清瀬市職員の服務の宣誓に関す	本年4月の会計年度任用職員制度導入に伴い、会	3月13日
第 1 1 号	る条例の一部を改正する条例	計年度任用職員も地方公務員法第31条に基づく服務	可 決
		の宣誓が必要となることから、服務の宣誓の手続等	
		を規定するため、一部改正をするものです。	

Γ	T		
議案	清瀬市職員の給与に関する条例	係長職などの監督職に再任用職員を柔軟に任用で	3月13日
第 1 2 号	の一部を改正する条例	きるようにするため、原則、東京都の再任用職員の	可 決
		給料表に準拠し、市の行政職給料表の再任用職員給	
		料欄を改める(原則、増額改定)一部改正をするも	
		のです。	
		なお、再任用職員給料欄の3級(係長相当職、改	
		正案 224,100円→271,000円)から5級(部長相当	
		職、改正案 224,100円→362,400円) までの職にお	
		いては、激変を避けるため、複数年を要して段階的	
		に改定給料額へ到達させるようにします。	
		また併せて、再任用職員のうち、管理職へ任用さ	
		せた職員の期末・勤勉手当の支給月数配分を改定	
		(改正案 期末手当1.45→1.25月、勤勉手当1.00→	
		1.20月) します。	
議案	清瀬市事務手数料条例の一部を	市民の利便に配慮して本庁舎、駅前図書館及び竹	3月13日
第 1 3 号	改正する条例	丘地域市民センターに設置してきた自動交付機は、	可 決
		部品の製造中止等によりメンテナンスが難しくな	
		り、また、新機種も製造されないため、市は本年3	
		月末日をもって自動交付機の活用を廃止します。	
		これに伴い、「市民カード」を活用した自動交付	
		機による印鑑登録証明証等の交付が行われなくなる	
		ため、「市民カード」を利用した場合の手数料規定	
		を削る一部改正をするものです。	
議案	清瀬市印鑑条例の一部を改正す	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化	3月13日
第 1 4 号	る条例	等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和	可 決
		元年法律第37号)の施行に伴い、ここで新たに国が	
		印鑑登録証明事務処理要領を改訂したため、市はこ	
		れに沿って一部改正をするものです。	
		改正内容としては、印鑑登録申請できる者の除外	
		規定において、「成年被後見人」を削り「意思能力	
		を有しない者」を加えます。	

		また併せて、印鑑登録申請の代理人になれない者	
		となっていた、成年被後見人等の除外規定を削る改	
		正をします。	
議案	清瀬市生涯学習センター条例の	市立生涯学習センターの施設の管理及び運営を指	3月13日
第 1 5 号	一部を改正する条例	定管理者へ委ねることができるよう指定管理者によ	可 決
		る管理、指定管理者の業務等を新たに規定するた	
		め、一部改正をするものです。	
議案	清瀬市郷土博物館条例及び清瀬	「清瀬市郷土博物館条例」及び「清瀬市民文化セ	3月13日
第 1 6 号	市民文化センター条例の一部を	ンター条例」は、同一建物内に存する公の施設の設	可 決
	改正する条例	置に関する条例であることを踏まえ、一括で2条例	
		を一部改正するものです。	
		主な改正内容	
		1 清瀬市郷土博物館条例の改正	
		ア 映像展示室を貸出施設として規定	
		使用区分及び使用料は、午前800円、午後	
		1,100円、全日1,900円	
		イ 観覧料の改定	
		(ア)一般	
		個人 1,000円以内→2,000円以内	
		団体 800円以内→1,600円以内	
		(イ)高校生以下	
		個人 500円以內→1,000円以內	
		団体 300円以内→ 600円以内	
		2 清瀬市民文化センター条例の改正	
		同センター周辺の貸出施設の利用状況及び当該	
		センターの貸出実績を勘案し、ギャラリー及び講座	
		室の施設貸出を午後5時までとする一部改正をしま	
		す。	

		T	
議 案 清瀬市立	立学童クラブ条例の一部	市立学童クラブの施設の管理及び運営を指定管理	3月13日
第 17号 を改正す	十る条例	者へ委ねることができるよう指定管理者による管	可 決
		理、指定管理者の業務等を新たに規定するため、一	
		部改正をするものです。	
議 案 清瀬市互	な保育園設置条例の一部	令和4年度に市内松山一丁目地内に民設民営の新	3月13日
第 18 号 を改正す	<b>計る条例</b>	たな保育園が開設されることになりました。	可 決
		市はこれを踏まえ、「清瀬市立乳児保育園」を令	
		和4年3月末で廃園するため、一部改正をするもの	
		です。	
		併せて、市設置の保育園定員を合計で328人から	
		294人に改める改正をします。	
議案清瀬市場	<b>見童センター条例の一部</b>	市立児童センターの施設の管理及び運営を指定管	3月13日
第 19 号 を改正す	<b>ナる条例</b>	理者へ委ねることができるよう指定管理者の管理及	可 決
		び運営の在り方、指定管理者の業務等を新たに規定	
		するため、一部改正をするものです。	
議 案 清瀬市高	高齢者住宅条例の一部を	国は、「公営住宅管理標準条例案」を改正し、連	3月13日
第 2 0 号 改正する	5条例	帯保証人の要件が入居の支障とならないよう連帯保	可 決
		証人設置規定を削除する改正をしました。	
		これを受けて、本市も清瀬市高齢者住宅条例に規	
		定する入居要件から保証人設置義務規定を削る一部	
		改正をするものです。	
		併せて、不正に入居があった場合に請求する家賃	
		差額の利率を「年利5%」から「法定利率」に改定	
		する一部改正をします。	
議案清瀬市営	営住宅条例の一部を改正	国は、「公営住宅管理標準条例案」を改正し、連	3月13日
第 21 号 する条例	ग	帯保証人の要件が入居の支障とならないよう連帯保	可 決
		証人設置規定を削除しました。	
		これを受けて、本市も清瀬市営住宅条例に規定す	
		る入居要件から保証人設置義務規定を削る一部改正	
		をするものです。	
		また、入居者への修繕費用請求は、賃貸借契約で	

議 案 第 2 2 号	清瀬市道の路線の廃止について	明確にする必要があるため、修繕費用の負担区分及 び原状回復義務の範囲を規定します。 併せて、不正入居があった場合に請求する家賃差 額の利率を「年利5%」から「法定利率」に改定す る一部改正をします。 市道の付替交換のため、路線を廃止するもので す。	3月13日承認
		(中清戸三丁目 気象衛星センター南側)	
議 案 第 2 3 号	清瀬市道の路線の認定について	開発行為による無償譲渡により、新たに4路線を市道認定するものです。	3月13日
		<ul> <li>(1)清瀬市道1358号線</li> <li>(中清戸二丁目 清瀬消防署南側)</li> <li>(2)清瀬市道1359号線</li> <li>(中里五丁目 清瀬第八小学校北側)</li> <li>(3)清瀬市道1360号線</li> <li>(旭が丘四丁目 市立旭が丘広場公園西側)</li> <li>(4)清瀬市道2216号線</li> <li>(下清戸三丁目 長源寺南側)</li> </ul>	
議 案 第 2 4 号	東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について	一部事務組合の構成団体である「福生病院組合」 の経営が企業団へ移行され、その名称が「福生病院 企業団」に改められることから、地方自治法第286 条の規定により東京都市町村職員退職手当組合規約 を一部改正するものです。 この規約の一部改正に当たり、同法第290条の規 定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の 議決を得るものです。	3月13日可決
議 案 第 2 5 号	東京都市町村職員退職手当組合 規約の変更について	一部事務組合の構成団体である「福生病院組合」 の経営が企業団へ移行され、その名称が「福生病院	3月13日 可 決

	T		
		企業団」に改められることから、地方自治法第286	
		条の規定により東京都市町村職員退職手当組合規約	
		を一部改正するものです。	
		この規約の一部改正に当たり、同法第290条の規	
		定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の	
		議決を得るものです。	
議案	東京都市町村議会議員公務災害	一部事務組合の構成団体である「福生病院組合」	3月13日
第 2 6 号	補償等組合規約の変更について	の経営が企業団へ移行され、その名称が「福生病院	可 決
		企業団」に改められることから、地方自治法第286	
		条の規定により東京都市町村議会議員公務災害補償	
		等組合規約を一部改正するものです。	
		この規約の一部改正に当たり、同法第290条の規	
		定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の	
		議決を得るものです。	
議案	東京都市町村公平委員会を共同	共同設置団体の構成団体である「福生病院組合」	3月13日
第 2 7 号	設置する地方公共団体の数の減	の経営が企業団へ移行されます。同組合より東京都	可 決
	少及び東京都市町村公平委員会	市町村公平委員会の共同設置から脱退の申出があっ	
	共同設置規約の変更について	たため、地方自治法第252条の7の規定により同委	
		員会共同設置の地方公共団体の数を減少させ、併せ	
		て東京都市町村公平委員会共同設置規約を一部改正	
		するものです。	
		この規約の一部改正に当たり、同法第252条の7	
		の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協	
		議の議決を得るものです。	
議案	清瀬市教育委員会委員の任命に	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和	3月13日
第 2 8 号	ついて	31年法律第162号)第4条第2項の規定により、清	同 意
7, 20 3		瀬市教育委員会委員を任命する必要があるため、同	16.4 VEZ
		条同項の規定により議会の同意を得るものです。	
		任命候補者	
		住 所 東京都清瀬市元町二丁目16番32-1号	
		nt や まもる 氏名 粕谷 衛氏	
		人 4 4 4 4 4	

議案	清瀬市固定資産評価審査委員会	地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項	3月13日
第 2 9 号	委員の選任について	の規定により、清瀬市固定資産評価審査委員会委員	同 意
		を選任する必要があるため、同条同項の規定により	
		議会の同意を得るものです。	
		選任候補者	
		住 所 東京都豊島区目白3丁目13番2-605号	
		ょし ざわ ま み 氏 名 告 澤 真 美 氏	